

栃木税務署からのお知らせ

■問い合わせ先 栃木税務署 ☎0282(22)0885 (自動音声案内後、番号「2」を選択)

令和4年分確定申告は、マイナンバーカードを使って自宅からスマホ申告！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方は、スマホ申告が便利です。

スマホ申告のメリット

- ・混雑している確定申告会場に出向く必要がありません！
- ・国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。
- ・青色決算書・収支内訳書が作成可能に！

スマホのカメラで自動入力！

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力され、とても便利です。

※【重要】マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)」及び「署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16桁)」をご用意ください。



令和4年分確定申告の相談及び申告書の受付期間について

還付申告は1月から可能

給与・年金所得者の還付の申告相談と申告書の提出は、1月から行えます。

確定申告期間中(令和5年2月16日(木)～3月15日(水)まで)の申告会場は大変混み合いますので、確定申告期間が始まる前にお手続きください。

■申告会場

令和5年1月4日(水)～2月15日(水)

栃木税務署

※税務署の閉庁日(土日・祝日)は、相談及び申告書の受付を行っておりません。また、税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

令和5年2月16日(木)～3月15日(水)

栃木商工会議所 大ホール

確定申告や申告相談の注意事項

- ・給与・年金の源泉徴収票及び各種所得控除証明書(国民健康保険、生命保険等)の申告に必要な書類がお揃いになってから相談にお越しください。
- ・スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- ・確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

令和5年1月より軽自動車OSS・JNKSが開始されます

トピック
4

軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)

パソコンからインターネットで24時間365日いつでも、軽自動車にかかる検査の申請、各種手数料や税の申告、納付ができるサービスです。

手続きのために行政機関等の窓口に出向く必要がなく、申請・申告・納付の各種手続きを、順番どおりに一連の流れで行えます。

令和5年1月から、新車購入時の軽自動車保有関係手続も対象

となります。

なお、二輪・原付・小型特殊(農耕用等)は、対象外です。

軽自動車納付確認システム 軽JNKS(ジェンクス)

令和5年1月から、軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになることにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし、納付直後など、納付データがシステムに未反映のた

め納付情報を確認できない場合は、税務課にお問い合わせください。

納付方法によっては、納付情報が登録されるまで日数を要する場合があります。早めの納付をお願いします。

詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

☎<https://www.lta.go.jp/jidousya/>

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892